

◆ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）

- ・公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則（公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない）や遊休財産規制（使途の定まっていな遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない）の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。
- ・公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。

◆ 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

- ・（略）公益社団・財団法人制度を改革するため、2024年通常国会への関連法案の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。

現状＝公益法人、公益信託の潜在力を発揮できていない

公益法人

- ・法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円
➔ 多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応し、社会的課題を解決する主体として大きな潜在力

にもかかわらず…

- ・儲けてはいけない、溜め込んではいけないというルールのせいで資金の有効活用や積極的な事業拡大がしにくい
- ・事業内容の変更前に時間のかかる「変更認定」手続を求められ、機動的な対応ができない。
- ・報告書を毎年提出しているのに、定期的な立入検査があり、負担が大きい。
- ・公益法人は制約が厳しいので一般法人として活動した方がよい、との声もある。

公益信託

- ・信託件数約400、公益事業費（助成等）年間30億円、信託財産500億円、
- ・「受託者」がその組織・能力及び信託財産を活用して公益活動
- ・公益法人のような機関不要。比較的小規模、死後も意思を反映した公益活動実現
➔ ある程度資産を有する者の社会貢献のツールとして大きな潜在的な需要

にもかかわらず…

- ・100年前の法律の見直しが行われていない。
- ・主務官庁の許可や監督の基準がバラバラ（主務官庁の裁量）
- ・税制優遇を得るためには、金銭の信託しか認められず、信託会社しか受託者になれないなど制約が多い。

金融資産上位20%の世帯（905万）
平均金融資産：4,650万円
平均世帯主年齢：65.2歳

改革の方向性＝使いやすい制度とすることで、国民の選択肢を拡大し、民間公益の活性化を図る

（令和5年6月「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」最終報告書）

○法人の経営判断で、社会的課題への機動的な取組を可能に

← 公益法人が活動しやすい財務規律への見直し

- ・公益目的事業に求められる収支均衡の期間を2年から5年に拡大。過去の赤字も通算して均衡を判定。
- ・遊休財産（使途不特定財産に変更）について、災害等の不測の事態に備えるための公益目的事業財産を保有制限額の算定対象から除外し、事実上事業費1年相当分を超えて保有することも可能に。

← 公益性に大きな影響がない事業変更の届出化、合併手続などの柔軟化

○透明性と法人自らのガバナンスの向上で、国民からの信頼・支援を獲得

- ・外部理事・監事の導入 ・自律的なガバナンス充実の取組を事業報告（公表）に記載
- ・行政庁（一元PF）による財務目録等の公表 ・透明性向上等を法人の責務として明記

➔ **「公益法人認定法」（平成18年法律第49号）の一部改正等**

○公益法人と共通の枠組みでより使いやすい制度に

➔ **「公益信託二関スル法律」（大正11年法律第62号）の全部改正**

- ・主務官庁制度は廃止
- ・公益信託のガバナンスを法定（信託管理人の必置、委託者の権限を限定）
- ・認可基準等を法律で明記
- ・公益法人と共通の行政庁・第三者委員会が公益信託の認可・監督
- ・受託者が信託会社以外となる場合や金銭の信託以外の信託の場合にも税制優遇（公益信託認可に連動した税制上の措置）

公益活動における
相互のシナジー

次期通常国会に関係二法案を提出し、内閣委員会における一括審議を目指す

【施行】新公益法人制度：令和7年度目途、新公益信託制度：令和8年度目途